

第 32 回 金融庁契約監視委員会の概要

○開催日時：令和 4 年 6 月 1 4 日（火）13 時 30 分～15 時 10 分

○開催場所：中央合同庁舎第 7 号館西館 9 階 9 0 5 B 会議室

○出席者：赤松委員長、石島委員、大村委員

○議題：

（1）事務局説明

金融庁における令和 3 年度下半期の契約状況について

（2）契約担当者説明及び質疑応答

- ① 令和 4 年公認会計士試験第 I 回短答式試験に係る搬送等業務一式
- ② 分散型金融システムのトラストチェーンにおける技術リスク等に関する研究一式
- ③ 歳入金連携サーバとクラウドアプリ連携機能の構築（クラウドサービス設定）一式
- ④ サンドボックス型標的型メール検知機能運用支援業務一式
- ⑤ FSADB（仮称）に係る設計・開発等の調達支援業務一式
- ⑥ 金融庁業務支援統合システムの金融機関からの提出先一元化に係る変更開発一式

○主な審議内容

・個別契約に係る審議

質問・意見	説明
①令和 4 年公認会計士試験第 I 回短答式試験に係る搬送等業務一式 ・どのような取組みにより複数者の応札となったのか	・一者応札が続いている間においても、継続して他の事業者へ声かけを行い、業務内容の説明や見積書の作成をお願いするなど関係性の構築に努めていた。 また、仕様書に記載した業務内容について、試験業務に影響のない範囲で要件を緩和した結果、複数者の応札となった。
②分散型金融システムのトラストチェーンにおける技術リスク等に関する研究一式 ・企画競争における企画書の評価内容はどのようなものか	・ブロックチェーン等の技術研究およびプロジェクトマネジメントの経験を有していたこと、再委託先においても、ブロッ

<p>③歳入金連携サーバとクラウドアプリ連携機能の構築（クラウドサービス設定）一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札であったが、他者の応札が難しかった理由について <p>・ 契約金額の妥当性について</p> <p>④サンドボックス型標的型メール検知機能運用支援業務一式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一者応札が継続している理由について 	<p>クチェーンも含めたITに関する高い知見や国外の有識者とのコネクションも有していたことを評価した。また、これらが的確に企画書に反映されていたことから、今回の契約相手方との契約にいたったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該案件について、入札の検討が十分にできるよう公告期間を長めに確保し、広く周知した結果、3者から見積書の提出を受けた。また、事前に調達仕様書について意見をいただき、それを踏まえた仕様書を作成した。加えて、業務内容の説明や入札事前説明会を実施するなど、一者応札改善に向けた取組みを行った。このうち2者からは提案書の提出を受け、審査を行った。しかし、うち1者の提案書の提出書類に不備があり不合格となったことから、結果的に一者応札となったもの。 ・1者が応札したものの、一般競争入札は不落となったため、随意契約を前提とした交渉を開始し、応札額減額を申し入れたところ、予定価格の範囲内に収まる金額を提示され契約締結に至ったことから、本件の契約金額は妥当と認識している。 ・当該対策機器を導入した平成29年当時は、最新技術を搭載した機器の運用に必要となる知見を有した事業者が少なく、一者応札となった。現在では、国内での導入事例も増え、運用可能な事業者が増えてきたことから、4者に見積書の作成を依頼したが、うち2者は人員確保が困難
--	--

<p>・一者応札改善のための取組み状況について</p> <p>⑤FSADB（仮称）に係る設計・開発等の調達支援業務一式</p> <p>・総合評価では、どのような項目を評価したのか</p> <p>・低落札率となった理由</p> <p>⑥金融庁業務支援統合システムの金融機関からの提出先一元化に係る変更開発一式</p> <p>・仕様書（変更開発の内容）について</p>	<p>との理由により見積書の作成を辞退した。</p> <p>その後、一般競争入札を実施したところ、前回の受託者が事業者側の事情により辞退したため、結果として一者応札となったが、前回とは異なる事業者が落札したものの。</p> <p>・調達に当たっては、幅広く声かけを行い、メールによる質問受付、オンラインによる入札説明会、希望者への資料開示を行うなど、広く情報提供を実施した。</p> <p>・評価基準について「当庁の制度、業務及び情報システムに対する理解度」、「プロジェクトの計画能力、実施能力」、「本業務と同種の業務の受注実績」、「その他の提案事項（任意）」などの項目を設定し、3者から提案された提案書を審査した。</p> <p>・市場調査として複数者から参考見積を徴取し、適正な予定価格を設定したが、結果として低い価格で応札され、低入札価格調査の対象となった。このため、事業者に聞き取り調査を行ったところ、調達仕様書において求められている項目に対して適切に見積もられており、出精値引きを用いた入札価格となっていることから、価格に関する問題はないものと認められた。競争性が働いた結果、低落札率となったものと考えられる。</p> <p>・金融庁は金融機関から規制等に関わる各種報告書を受領するシステムを保有している。当該各種報告書は、業界内において</p>
--	--

<p>・一者応募を改善するための取組み</p>	<p>も同様の報告が求められており、金融機関から二重に提出することを避けるため、当庁に提出された報告書類を必要に応じて業界団体等に転送できるように機能付加することが変更開発の目的である。</p> <p>具体的には、当該システムのハードウェアやソフトウェアの購入、報告書を転送する機能の設計・開発、転送先定義のためのマスターデータの作成、連携にかかるテスト等について、仕様書に記載をしている。</p> <p>・ 現行の事業者に優位性があると考えられたが、新規事業者が参入できないとまでは言い切れないことから、現行開発業者のほか3者に声をかけ、見積書の作成を依頼した。しかし、「開発に向けた検討や見積りについての体制が構築できない」、「既存システムの仕様を理解した適切な変更開発の実施が難しい」などの理由により、見積書の提出は困難との回答を得た。</p> <p>引き続き、新規事業者が参入しやすくなるよう、庁内有識者等の意見を仕様書に反映させるとともに、早め早めに複数事業者に声をかけ丁寧に説明し、(機密保持契約を締結し)現行システムの設計情報等を開示するなどの取組みを行うことにより、改善を図っていきたい。</p>
-------------------------	--

以上